

# 日本企業部門ニュースレター

## サービスセンター設置 に関する EU 補助金制度

ポーランド 2010年4月(2)



### 連絡先:

山崎 俊幸  
マネージャー  
Tel: 48-71-356-1203  
Mobile: 48-519-507-503  
[t.yamasaki@pl.pwc.com](mailto:t.yamasaki@pl.pwc.com)

### 発行人:

森山 進  
地域統括パートナー  
Tel: 48-22-523-4971  
[steve.moriyama@pwc.be](mailto:steve.moriyama@pwc.be)

PwC ポーランド  
[www.pwc.com/pl](http://www.pwc.com/pl)  
[www.taxonline.pl](http://www.taxonline.pl)

PwC ベルギー・中東欧  
[www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium](http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium)

© 2010 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.  
プライスウォーターハウスコーパーズとは、PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォーターハウスコーパーズのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

### EU 基金を利用したサービス・センターの効果的な設置

オペレーショナル・プログラム 4.5.2 は、最新サービス領域において、経済に重大な効果をもたらす投資への支援プログラムです。

このプログラムは、下記に例示された各種センターの設置・開発の助成を目的としたものです。

- シェアード・サービス・センター(財務、会計、人事管理、グループ内金融・保険サービス、市場調査など)
- ITセンター(ソフトウェア開発、データベース管理、アプリケーション・テスト、ネット設計・導入、製品合理化など)
- R&Dセンター(品質管理センター、研究施設、技術サービスセンターなど)

**前提条件:** 対象となる投資は、下記の要件を満たす必要があります

- 最低100人の新規雇用創出(シェアード・サービス・センターとITセンターの場合)
- 最低10人の新規雇用創出(R&Dセンターの場合)

規模に関わらず、すべての企業は、条件さえ満たせばサポートを得ることができます。次回の申請期間は、2010年3月から開始されます。

### 財務支援の規模

適用が認められた企業は、最大で下記の金額まで財務支援を受けることが可能です。

- シェアード・サービス・センター、ITセンターの場合:

#### 適格投資額の30%

(新規採用された従業員の2年分の給与等、もしくは投資総額)

- R&Dセンターの場合:

#### 適格投資額の70%

(新規採用された従業員の2年分の給与等、もしくは投資総額)

ただし、投資地域や企業規模によって補助金額は異なります。

### 主要な条件

助成を成功裏に獲得するために不可欠な要素は以下の通りです。

- 新規投資によって創出される新規雇用数
- 活動内容
- 新規採用者数のうち、大学卒業生が占める割合
- 投資地域

### 支援サービス

計画されている新規投資の内容に基づいて、EU 基金からの助成獲得の可能性を分析いたします。弊社サービスは、財務支援を受けるために必要な手続き上のすべての段階をカバーしています。

- EU基金やポーランド政府による支援制度など、可能性のあるインセンティブ・プログラムを特定し、助成獲得に必要な要素を明確に致します。
- 支援獲得のために必要な申請書等書類の作成準備をお手伝いいたします。
- 投資プロジェクトの実行段階や、助成金受領段階でのサポートサービスを行います。

より詳細な情報をご希望される場合は、お気軽に山崎までご連絡ください。